

# 埼玉県青少年健全育成条例の一部改正（案）県民コメント実施結果

平成30年 5月 1日  
青 少 年 課

## 1 県民コメント実施期間

平成29年10月1日（日）～10月31日（火）

## 2 意見の提出者数及び意見件数

区 分	提出者数	意見件数
個 人	1 名	5 件
団 体	- 団体	- 件
計	1名・団体	5件

## 3 意見の反映状況

区 分	意見件数
A 意見を反映し、改正案を修正したもの	0 件
B すでに改正案で対応済みのもの	4 件
C 実施段階で参考とするもの	1 件
D 意見を反映できなかったもの	0 件
E その他	0 件

## 4 主な意見と県の考え方

フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出について、保護者からの書面提出と事業者の書面保存を義務付けることは、慎重さとトラブル予防の観点から妥当。また、書面保存は期間を設けるべき。

書面提出を義務付けるとともに、事業者の書面保存期間を規定する。  
（すでに改正案で対応済み）

フィルタリングの義務を課す事業者に、携帯電話インターネット接続業務提供事業者の代理店等も含めるべきである。

代理店等の事業者も義務の対象とする。（すでに改正案で対応済み）